

行政手続法（意見公募手続）の施行状況に関する調査結果

平成 31 年 3 月

総 務 省

第1 調査の目的・調査対象案件等

1 調査の目的

本調査は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「法」という。）に基づく意見公募手続の施行状況を調査し、その結果を法のより円滑かつ的確な施行に資するよう活用していくものである。

2 調査対象案件

本調査の対象案件は、法第2条第8号にいう命令等であり、平成28年4月1日から30年3月31日までの間に公布（公布をしないものにあつては、公にする行為。以下同じ。）がされたものである（意見公募を行ったが、30年3月31日までに定めないこととした命令等の案を含む。）。

3 調査対象機関

調査対象とした機関は、国の行政機関であり、本省等の 25 機関である。

4 調査項目

- (1) 法第39条第1項に基づく意見公募手続の状況
- (2) 法第40条第2項に基づき委員会等が意見公募手続に準じて実施した手続の状況
- (3) 法第39条第4項各号に基づき結果公示のみ実施したものの状況
- (4) 法第3条第2項各号又は第4条第4項各号のいずれかに該当し、意見公募手続及び結果公示を実施しなかったものの状況
- (5) （上記(1)の例外として）意見公募手続の対象であり、平成30年3月31日時点で結果公示を行っていないものの状況
- (6) 意見公募手続に係る確認体制等

第2 調査結果

I 平成28年度における意見公募手続等の施行状況

1 意見公募手続等の状況

(1) 意見公募手続等及び命令等の数

命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて広く一般の意見を求めなければならない。(法第39条第1項)

命令等制定機関は、委員会等の議を経て命令等を定めようとする場合において、当該委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、同条第1項の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実施することを要しない。(法第40条第2項)

(注)「同条第1項」・・・第39条第1項

○ 命令等

内閣又は行政機関が定める、①法律に基づく命令(処分の要件を定める告示を含む。)又は規則、②審査基準、③処分基準、④行政指導指針

○ 法律に基づく命令

法律に基づき定められる政令、府省令、(行政委員会の)規則

○ 命令等制定機関

命令等を定める機関(閣議の決定により命令等が定められる場合にあつては、当該命令等の立案をする各大臣)

意見公募手続等を実施して平成28年度に公布された命令等(平成29年3月31日までに命令等を定めないこととした場合を含む。以下同じ。)の公示件数(以下「平成28年度公布の命令等に係る意見公募手続等」という。)は、表1のとおり939件であり、同手続等を経て、公布された命令等の数は、1,463(政令:151、府省令等:520、告示:419、審査基準:180、処分基準:14、行政指導指針:179)である。

表1 意見公募手続等及び命令等の数（府省等別）

（単位：件）

府省等名	意見公募手続等数	公布を行った命令等の数						合計
		政令	府省令等	告示	審査基準	処分基準	行政指導指針	
内閣官房	3	1	1	0	1	0	0	3
内閣法制局	0	-	-	-	-	-	-	-
人事院	3	0	1	2	0	0	0	3
内閣府	21	5	10	4	3	0	0	22
宮内庁	0	-	-	-	-	-	-	-
公正取引委員会	2	0	2	0	0	0	0	2
国家公安委員会 （警察庁）	10	3	15	1	1	0	0	20
個人情報保護委員会	6	1	7	0	0	0	0	8
金融庁	31	15	32	8	8	0	68	131
消費者庁	6	2	4	4	2	2	1	15
復興庁	1	0	1	0	1	0	0	2
総務省	71	9	40	69	17	0	2	137
公害等調整委員会	0	-	-	-	-	-	-	-
法務省	11	1	12	8	1	0	1	23
外務省	2	0	2	1	0	0	0	3
財務省	13	3	6	1	1	0	3	14
文部科学省	32	9	17	8	2	0	1	37
厚生労働省	278	40	110	128	15	2	28	323
農林水産省	105	9	73	40	7	1	10	140
経済産業省	137	29	107	49	56	2	19	262
国土交通省	149	18	58	72	53	7	45	253
環境省	43	5	14	24	3	0	1	47
原子力規制委員会	9	0	7	0	5	0	0	12
防衛省	6	1	1	0	4	0	0	6
会計検査院	0	-	-	-	-	-	-	-
合計	939	151	520	419	180	14	179	1,463

- (注) 1 総務省における「意見公募手続等数」及び「公布を行った命令等の数」のうち、4件（3省令、4告示、1審査基準）は、委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したものである。
- 2 「公布を行った命令等の数」が「意見公募手続等数」より多いのは、複数の命令等の案が1回の意見公募手続等の対象とされる場合があるためである。
- 3 「意見公募手続等数」のうち、12件（金融庁1件、文部科学省1件、厚生労働省4件、経済産業省2件、国土交通省3件、環境省1件）は、意見公募手続を実施したものの、諸般の事情により命令等を定めないこととしたものである。
- 4 表中の「告示」は、「法律に基づく命令」に含まれる「処分の要件を定める告示」である。

(2) 根拠法令の条項の明示状況

前項の規定により公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。(法第 39 条第 2 項)

平成 28 年度公布の命令等に係る意見公募手続（法第 40 条第 2 項に基づき委員会等により行われた意見公募手続に準ずる手続を除いたもの）935 件のうち、13 件においては、命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されていないが、これは、定めようとする命令等の根拠となる法令全般を根拠とすることから、特定の条項を根拠とし明示できなかったこと、公示義務に対する担当者の認識不足があったことなどが主な理由である。

(3) 意見提出期間

第 1 項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して 30 日以上でなければならない。(法第 39 条第 3 項)

命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合において、30 日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第 3 項の規定にかかわらず、30 日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該命令等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない。(法第 40 条第 1 項)

平成 28 年度公布の命令等に係る意見公募手続等 939 件のうち、意見提出期間として 30 日以上の日数が確保されていたものは、表 2 のとおり、880 件（93.7%）である。

意見提出期間が 30 日未満であったものは 59 件（6.3%）であったが、これは、命令等の根拠法の公布から施行までが短期間であり、かつ同法の施行に併せて命令等を定める必要があったこと、大規模な地震の発生により特例措置を早急に講じる必要があったことなどが主な理由である。

表 2 意見提出期間の状況 (単位：件，%)

	合計	意見提出期間		
		30 日未満	30 日	31 日以上
意見公募手続等数	939 (100.0)	59 (6.3)	674 (71.8)	206 (21.9)
			880 (93.7)	

(注) 上記のうち、意見公募手続に準じた手続を実施した案件（4 件）については、「30 日」が 3 件、「31 日以上」が 1 件である。

(4) 提出意見数

平成 28 年度公布の命令等に係る意見公募手続等 939 件のうち、提出意見があったものは 732 件 (78.0%)、提出意見がなかったものは 207 件 (22.0%) であり、提出意見数の内訳は、表 3 のとおりである。

また、提出意見の総数は 26,483 であり、意見公募手続等 1 件当たりの提出意見数は約 28 である(提出意見のあった意見公募手続等についてみると、1 件当たり約 36)。

表 3 提出意見数の内訳 (単位:件, %)

	合計	提出意見数				
		なし	1～10	11～50	51～100	101～
意見公募手続等数	939 (100.0)	207 (22.0)	586 (62.4)	102 (10.9)	21 (2.2)	23 (2.5)

(5) 提出意見の考慮状況

ア 意見考慮期間

命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合には、意見提出期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見を十分に考慮しなければならない。(法第 42 条)

① 命令等制定機関は、原則として、意見提出期間の終了から命令等の公布までに、少なくとも次の期間(意見考慮期間)を確保することとし、当該期間よりも短期間で命令等を公布するときは、結果の公示の際に、その理由を明らかにすることとする。

- ・ 提出意見が 10 件以下の場合 2 日
- ・ 提出意見が 11 件以上 50 件以下の場合 4 日
- ・ 提出意見が 51 件以上 100 件以下の場合 8 日
- ・ 提出意見が 101 件以上の場合 14 日

② 提出意見が多数(100 件以上)に上る案件については、命令等の制定に当たり、提出意見を考慮した結果について、大臣、副大臣又は大臣政務官の確認を得ることとする。

ただし、決裁権者が事務レベルであるものについては、決裁権者の確認を得るとともに、提出意見の内容の重要性等に応じ、大臣等の確認を得ることとする。
(運用改善通知)

平成 28 年度公布の命令等に係る意見公募手続等 939 件のうち、提出意見があった 732 件の意見考慮期間の確保状況は、表 4 のとおりであり、「行政手続法第六章に定める意見公募手続等の運用の改善について」(平成 27 年 3 月 26 日総管第 29 号総務省行政管理局長通知。以下「運用改善通知」という。)により原則として確保すべきとされている期間が確保された件数は 726 件である。

当該確保すべき期間を短縮したものは 6 件であったが、これは、命令等の根拠法

の施行までの間に、関係法人が、法施行に先立って公布された命令等に沿って許認可等を受けておく必要があったことから、その準備のための十分な期間を確保するため、意見考慮期間を短縮せざるを得なかったことなどが主な理由である。

表4 運用改善通知による意見考慮期間の確保状況 (単位:件)

1 案件当たりの提出意見数	案件数	確保すべき期間	
		確保すべき期間以上	確保すべき期間未満
10 件以下	586	585	1
11 件以上 50 件以下	102	101	1
51 件以上 100 件以下	21	20	1
101 件以上	23	20	3
計	732	726	6

また、平成 28 年度公布の命令等に係る意見公募手続（法第 40 条第 2 項に基づき委員会等により行われた意見公募手続に準ずる手続を除いたもの）935 件のうち、意見提出があった 729 件において、100 件以上の提出意見数があったものは、24 件であった。このうち、14 件は大臣等への確認を実施したもの、10 件は提出意見の内容の重要性等を考慮した結果、大臣等への確認は不要と判断された決裁権者が事務レベルのもの（委員会が定める命令等を含む。）である。

イ 提出意見の反映状況

平成 28 年度公布の命令等に係る意見公募手続等で結果の公示を行った 930 件のうち、提出意見があった 723 件から最終的に命令等を定めなかった 9 件を除いた 714 件について、提出意見の反映状況をみると、提出意見を考慮して命令等の案を修正したものは 123 件（17.2%）であった。

(6) 結果の公示状況

ア 命令等の公布から結果の公示までの期間等

命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為）と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 1 命令等の題名
- 2 命令等の案の公示の日
- 3 提出意見（提出意見がなかった場合にあつては、その旨）
- 4 提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。）及びその理由（法第 43 条第 1 項）

命令等制定機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第三号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公示することができる。この場合においては、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を当該命令等制定機関の事

務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。

(法第 43 条第 2 項)

命令等制定機関は、前二項の規定により提出意見を公示し又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。

(法第 43 条第 3 項)

命令等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めないこととした場合には、その旨（別の命令等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第一項第一号及び第二号に掲げる事項を速やかに公示しなければならない。

(法第 43 条第 4 項)

結果の公示は、原則として、命令等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為。）と同日又はそれ以前に行うこととする。

やむを得ない理由により、結果の公示が命令等の公布よりも遅れる場合には、命令等の公布の際に、その理由及び公示日の目途を明らかにすることとする。

(運用改善通知)

平成 28 年度公布の命令等に係る意見公募手続等 939 件のうち結果の公示を行った 930 件について、結果の公示日の状況（平成 28 年度以降に結果の公示がされたものも含む。）をみると、表 5 のとおりであり、命令等の公布の日までに結果の公示をしたものは 896 件（96.3%）である。

結果の公示が命令等の公布よりも遅れた案件数は 34 件（3.7%）であり、これは、事務手続に時間を要したこと、担当者に運用改善通知に対する認識不足があったことなどが主な理由である。

第 39 条第 1 項並びに第 43 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項の規定による公示は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

(法第 45 条第 1 項)

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う公示は、「電子政府の総合窓口」のウェブサイト（以下「e-Gov」という。）を利用する。（行政手続法の一部を改正する法律による改正後の行政手続法第 45 条第 1 項の公示に関し必要な事項を定める件（平成 18 年総務省告示第 78 号））

結果の公示を行っていない案件数は 9 件であり、これは、ホームページや報道発表により結果を公表したが、e-Gov による結果の公示について担当者の認識不足があったことなどが主な理由である。

表5 結果の公示日の状況

(単位:件,%)

	合計	結果の公示日		
		命令等の 公布日前	命令等の 公布日	命令等の 公布日後
意見公 募手続 等数	930 (100.0)	93 (10.0)	803 (86.3)	34 (3.7)

(注) 上記のうち、意見公募手続に準じた手続を実施した案件(4件)については、「命令等の公布日」に含まれている。

イ 提出意見の公示状況

平成28年度公布の命令等に係る意見公募手続等で結果の公示を行った930件のうち、提出意見があった723件から最終的に命令等を定めなかった9件を除いた714件について提出意見の公示状況をみると、「提出された意見(原文)」を公示しているものは315件(44.1%)で、「提出された意見を整理・要約したもの」を公示しているものは449件(62.9%)であった(双方に該当するものがある)。

2 命令等の題名・趣旨等の公示のみ実施したものの状況

命令等制定機関は、第39条第4項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち命令等の趣旨については、同項第1号から第4号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該命令等自体から明らかでないときに限る。

1 命令等の題名及び趣旨

2 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由 (法第43条第5項)

(注) 法第39条第4項各号については、表7のとおり。

(1) 命令等の題名・趣旨等の公示のみ実施した件数及び命令等の数

平成28年度において、法第39条第4項各号に該当するため、意見公募手続を実施せずに命令等の公布を行い、「命令等の題名及び趣旨」及び「意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由」の公示を実施した件数は、表6のとおり、456件である。

なお、これらの中には、複数の命令等についてまとめて公示を行ったものがあるため、公布を行った命令等の数は538である。

表6 法第39条第4項各号に該当する命令等数

(単位：件)

府省等名	法第39条第4項各号該当の件数	公布を行った命令等の数						
		政令	府省令等	告示	審査基準	処分基準	行政指導指針	合計
内閣官房	3	1	2	0	0	0	0	3
内閣法制局	0	-	-	-	-	-	-	-
人事院	1	0	0	1	0	0	0	1
内閣府	11	2	5	2	2	0	0	11
宮内庁	0	-	-	-	-	-	-	-
公正取引委員会	2	0	2	0	0	0	0	2
国家公安委員会 (警察庁)	9	1	7	1	0	0	0	9
個人情報保護委員会	1	0	1	0	0	0	0	1
金融庁	17	2	15	3	0	0	42	62
消費者庁	0	-	-	-	-	-	-	-
復興庁	1	0	1	0	0	0	0	1
総務省	47	9	31	25	0	0	0	65
公害等調整委員会	0	-	-	-	-	-	-	-
法務省	11	2	5	2	4	0	0	13
外務省	6	0	6	0	0	0	0	6
財務省	141	26	50	5	29	8	23	141
文部科学省	18	3	13	2	1	0	0	19
厚生労働省	133	16	43	68	2	2	2	133
農林水産省	30	4	12	14	1	0	1	32
経済産業省	15	3	4	7	12	0	0	26
国土交通省	7	1	3	6	0	0	0	10
環境省	1	0	1	0	0	0	0	1
原子力規制委員会	0	-	-	-	-	-	-	-
防衛省	2	0	0	1	1	0	0	2
会計検査院	0	-	-	-	-	-	-	-
合計	456	70	201	137	52	10	68	538

- (注) 1 「公布を行った命令等の数」が「法第39条第4項各号該当の件数」より多いのは、複数の命令等についてまとめて公示を行う場合があるためである。
- 2 表中の「告示」は、「法律に基づく命令」に含まれる「処分の要件を定める告示」である。

(2) 命令等の題名・趣旨等の公示のみ実施した理由

上記(1)の456件について、法第39条第4項各号への該当状況をみると、表7のとおり、用語の整理や条項の移動など、法令の整合性を確保するために必要となる形式的な改廃である第8号に該当する案件が182件と最も多い。

表7 法第39条第4項各号の該当状況

法第39条第4項の各号		件数
第1号	公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であるとき	88
第2号	納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき	135
第3号	予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき	38
第4号	法律の規定により、委員会等の議を経て定めることとされている命令等であって、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律又は政令の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもって組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして政令で定める命令等を定めようとするとき	18
第5号	他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとするとき	23
第6号	法律の規定に基づき法令の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める命令等を定めようとするとき	7
第7号	命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとするとき	3
第8号	他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき	182

(注) 案件により該当する号が複数ある場合がある。

(3) 命令等の題名・趣旨等の公示日の状況

上記(1)の456件について、命令等の題名・趣旨等の公示日の状況は、表8のとおりである。

表8 命令等の題名等の公示日の状況 (単位:件,%)

	合計	命令等の題名等の公示日		
		命令等の 公布日前	命令等の 公布日	命令等の 公布日後
案件数	456 (100.0)	9 (2.0)	432 (94.7)	15 (3.3)

なお、上述のとおり、運用改善通知では、法第39条第4項各号に該当することにより意見公募手続を実施せずに命令等を定めた場合における命令等の題名及び趣旨等の公示(法第43条第5項)についても、原則として、命令等の公布と同日又はそれ以前に行うこと、やむを得ない理由により、結果の公示が命令等の公布よりも遅れる場合には、命令等の公布の際に、その理由及び公示日の目途を明らかにすることとされている。

上記(1)の456件のうち、公示が命令等の公布よりも遅れた案件数は15件であり、これは、公示に係る事務処理が遅延したことなどが主な理由である。

3 行政手続法が適用除外となる命令等の状況

次に掲げる命令等を定める行為については、第6章の規定は、適用しない。
(法第3条第2項、法第4条第4項)

- (注) 1 行政手続法の第6章は、命令等を定めるに当たっての意見公募手続等を規定している。
- 2 「次に掲げる命令等」(法第3条第2項各号及び法第4条第4項各号)については、表9、表10のとおりである。

平成28年度に、①法第3条第2項に該当するため、意見公募手続を実施せずに公布された命令等の数は135、②法第4条第4項に該当するため、意見公募手続を実施せずに公布された命令等の数は162であり、その内訳は、表9及び表10のとおりである。

なお、①と②の双方に該当するものがあるため、これらの命令等の合計は296である。

表9 法第3条第2項各号の該当状況 (単位：命令等)

法第3条第2項の各号		命令等数
第1号	法律の施行期日について定める政令	15
第2号	恩赦に関する命令	0
第3号	命令又は規則を定める行為が処分に該当する場合における当該命令又は規則	32
第4号	法律の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する命令又は規則	31
第5号	公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める命令等	57
第6号	審査基準、処分基準又は行政指導指針であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は命令等を定める機関の判断により公にされるもの以外のもの	0

表10 法第4条第4項各号の該当状況 (単位：命令等)

法第4条第4項の各号		命令等数
第1号	国又は地方公共団体の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める命令等	83
第2号	皇室典範第26条の皇統譜について定める命令等	0
第3号	公務員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに公務員の間における競争試験について定める命令等	3
第4号	国又は地方公共団体の予算、決算及び会計について定める命令等並びに国又は地方公共団体の財産及び物品の管理について定める命令等	18
第5号	会計検査について定める命令等	7
第6号	国の機関相互間の関係について定める命令等並びに地方自治法第2編第11章に規定する国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係その他国と地方公共団体との関係及び地方公共団体相互間の関係について定める命令等	42
第7号	行政手続法第4条第2項各号に規定する法人の役員及び職員、業務の範囲、財務及び会計その他の組織、運営及び管理について定める命令等	13

(注) 案件により該当する号が複数ある場合がある。

Ⅱ 平成 29 年度における意見公募手続等の施行状況

1 意見公募手続等の状況

(1) 意見公募手続等及び命令等の数

意見公募手続等を実施して平成 29 年度に公布された命令等（平成 30 年 3 月 31 日までに命令等を定めなかった場合を含む。以下同じ。）の公示件数（以下「平成 29 年度公布の命令等に係る意見公募手続等」という。）は、表 11 のとおり 999 件であり、同手続等を経て、公布された命令等の数は、1,582（政令：135、府省令等：492、告示：563、審査基準：257、処分基準：23、行政指導指針：112）である。

表 11 意見公募手続等及び命令等の数（府省等別）

府省等名	意見公募手続等数	公布を行った命令等の数						合計
		政令	府省令等	告示	審査基準	処分基準	行政指導指針	
内閣官房	2	2	3	0	0	0	0	5
内閣法制局	0	-	-	-	-	-	-	-
人事院	3	0	1	2	0	0	0	3
内閣府	18	4	11	4	1	0	0	20
宮内庁	0	-	-	-	-	-	-	-
公正取引委員会	0	-	-	-	-	-	-	-
国家公安委員会 （警察庁）	10	1	10	0	2	0	0	13
個人情報保護委員会	1	0	0	0	1	0	0	1
金融庁	31	2	25	13	82	0	35	157
消費者庁	9	3	6	0	3	2	1	15
復興庁	1	1	3	0	0	0	0	4
総務省	72	11	39	85	17	0	6	158
公害等調整委員会	0	-	-	-	-	-	-	-
法務省	20	1	19	9	0	0	0	29
外務省	10	4	3	3	0	0	0	10
財務省	22	1	6	2	5	0	10	24
文部科学省	38	2	23	16	8	0	0	49
厚生労働省	308	38	116	191	22	4	22	393
農林水産省	101	13	52	103	4	0	19	191
経済産業省	115	22	74	61	33	3	6	199
国土交通省	166	19	61	48	63	14	12	217
環境省	45	7	19	22	3	0	1	52
原子力規制委員会	18	3	17	4	9	0	0	33
防衛省	9	1	4	0	4	0	0	9
会計検査院	0	-	-	-	-	-	-	-
合計	999	135	492	563	257	23	112	1,582

(注) 1 総務省における「意見公募手続等数」及び「公布を行った命令等の数」のうち、1件（1告示）は、委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したものである。

2 「公布を行った命令等の数」が「意見公募手続等数」より多いのは、複数の命令等の案が1回の意見公募手続等の対象とされる場合があるためである。

3 「意見公募手続等数」のうち、7件（厚生労働省3件、経済産業省2件、国土交通省1件、環境省1件）は、意見公募手続を実施したものの、諸般の事情により命令等を定めなかったこととしたものである。

4 表中の「告示」は、「法律に基づく命令」に含まれる「処分の要件を定める告示」である。

(2) 根拠法令の条項の明示状況

平成 29 年度公布の命令等に係る意見公募手続（法第 40 条第 2 項に基づき委員会等により行われた意見公募手続に準ずる手続を除いたもの）998 件のうち、28 件においては、命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されていないが、これは、定めようとする命令等の根拠となる法令全般を根拠とすることから、特定の条項を根拠とし明示できなかったこと、公示義務に対する担当者の認識不足があったことなどが主な理由である。

(3) 意見提出期間

平成 29 年度公布の命令等に係る意見公募手続等 999 件のうち、意見提出期間として 30 日以上の日数が確保されていたものは、表 12 のとおり、947 件（94.8%）である。

意見提出期間が 30 日未満であったものは 52 件（5.2%）であったが、これは、命令等の根拠法の公布から施行までが短期間であり、かつ同法の施行に併せて命令等を定める必要があったこと、意見提出期間内において改めて意見公募手続を実施することとしたことなどが主な理由である。

表 12 意見提出期間の状況 (単位：件，%)

	合計	意見提出期間		
		30 日未満	30 日	31 日以上
意見公募手続等数	999 (100.0)	52 (5.2)	754 (75.5)	193 (19.3)
			947 (94.8)	

(注) 上記のうち、意見公募手続に準じた手続を実施した案件（1 件）については、「31 日以上」に含まれている。

(4) 提出意見数

平成 29 年度公布の命令等に係る意見公募手続等 999 件のうち、提出意見があったものは 804 件（80.5%）、提出意見がなかったものは 195 件（19.5%）であり、提出意見数の内訳は、表 13 のとおりである。

また、提出意見の総数は 47,932 であり、意見公募手続等 1 件当たりの提出意見数は約 48 である（提出意見のあった意見公募手続等についてみると、1 件当たり約 60）。

表 13 提出意見数の内訳 (単位：件，%)

	合計	提出意見数				
		なし	1～10	11～50	51～100	101～
意見公募手続等数	999 (100.0)	195 (19.5)	604 (60.5)	149 (14.9)	14 (1.4)	37 (3.7)

(5) 提出意見の考慮状況

ア 意見考慮期間

平成 29 年度公布の命令等に係る意見公募手続等 999 件のうち、提出意見があった 804 件の意見考慮期間の確保状況は、表 14 のとおりであり、運用改善通知により原則として確保すべきとされている期間が確保された件数は 798 件である。

当該確保すべき期間を短縮したものは 6 件であったが、これは、同趣旨の意見が多数を占めたことなどが主な理由である。

表 14 運用改善通知による意見考慮期間の確保状況

(単位:件)

1 案件当たりの提出意見数	案件数	確保すべき期間	
		期間以上	期間未満
10 件以下	604	603	1
11 件以上 50 件以下	149	149	0
51 件以上 100 件以下	14	14	0
101 件以上	37	32	5
計	804	798	6

また、平成 29 年度公布の命令等に係る意見公募手続（法第 40 条第 2 項に基づき委員会等により行われた意見公募手続に準ずる手続を除いたもの）998 件のうち、提出意見があった 803 件において、100 件以上の提出意見数があったものは、37 件であった。このうち、25 件は大臣等への確認を実施したもの、12 件は提出意見の内容の重要性等を考慮した結果、大臣等への確認は不要と判断された決裁権者が事務レベルのものである。

イ 提出意見の反映状況

平成 29 年度公布の命令等に係る意見公募手続等で結果の公示を行った 991 件のうち、提出意見があった 798 件から最終的に命令等を定めなかった 3 件を除いた 795 件について、提出意見の反映状況をみると、提出意見を考慮して命令等の案を修正したものは 169 件（21.3%）であった。

(6) 結果の公示状況

ア 命令等の公布から結果の公示までの期間等

平成 29 年度公布の命令等に係る意見公募手続等 999 件のうち結果の公示を行った 991 件について、結果の公示日の状況（平成 29 年度以降に結果の公示がされたものも含む。）をみると、表 15 のとおりであり、命令等の公布の日までに結果の公示をしたものは 960 件（96.9%）である。

結果の公示が命令等の公布よりも遅れた案件数は 31 件（3.1%）であり、これは、提出意見に対する回答の精査に時間を要したこと、担当者に運用改善通知に対する認識不足があったことなどが主な理由である。

結果の公示を行っていない案件数は 8 件であり、これは、ホームページや報道発

表により結果を公表したが、e-Govによる結果の公示について担当者の認識不足があったことなどが主な理由である。

表 15 結果の公示日の状況

(単位:件,%)

	合計	結果の公示日		
		命令等の 公布日前	命令等の 公布日	命令等の 公布日後
意見公募 手続 等数	991 (100.0)	112 (11.3)	848 (85.6)	31 (3.1)

(注) 上記のうち、意見公募手続に準じた手続を実施した案件(1件)については、「命令等の公布日」に含まれている。

イ 提出意見の公示状況

平成 29 年度公布の命令等に係る意見公募手続等で結果の公示を行った 991 件のうち、提出意見があった 798 件から最終的に命令等を定めなかった 3 件を除いた 795 件について提出意見の公示状況をみると、「提出された意見(原文)」を公示しているものは 306 件(38.5%)で、「提出された意見を整理・要約したもの」を公示しているものは 571 件(71.8%)であった(双方に該当するものがある)。

2 命令等の題名・趣旨等の公示のみ実施したものの状況

(1) 命令等の題名・趣旨等の公示のみ実施した件数及び命令等の数

平成 29 年度において、法第 39 条第 4 項各号に該当するため、意見公募手続を実施せずに命令等の公布を行い、「命令等の題名及び趣旨」及び「意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由」の公示を実施した件数は、表 16 のとおり、439 件である。

なお、これらの中には、複数の命令等についてまとめて公示を行ったものがあるため、公布を行った命令等の数は 517 である。

表 16 法第 39 条第 4 項各号に該当する命令等数

(単位：件)

府省等名	法第 39 条第 4 項各号該当の件数	公布を行った命令等の数						合計
		政令	府省令等	告示	審査基準	処分基準	行政指導指針	
内閣官房	3	2	1	0	0	0	0	3
内閣法制局	1	0	0	0	1	0	0	1
人事院	2	0	0	0	2	0	0	2
内閣府	24	1	13	6	5	0	0	25
宮内庁	0	-	-	-	-	-	-	-
公正取引委員会	0	-	-	-	-	-	-	-
国家公安委員会 (警察庁)	10	5	4	0	2	0	0	11
個人情報保護委員会	3	0	2	0	1	0	0	3
金融庁	5	1	19	1	11	0	0	32
消費者庁	1	0	1	0	0	0	0	1
復興庁	0	-	-	-	-	-	-	-
総務省	42	8	26	9	4	0	1	48
公害等調整委員会	0	-	-	-	-	-	-	-
法務省	14	1	10	3	0	0	0	14
外務省	5	0	5	0	0	0	0	5
財務省	123	28	45	10	20	2	18	123
文部科学省	22	5	9	4	6	1	0	25
厚生労働省	105	18	33	53	2	0	1	107
農林水産省	32	6	20	12	1	0	1	40
経済産業省	27	0	6	10	40	1	0	57
国土交通省	13	1	3	7	1	0	1	13
環境省	1	0	1	0	0	0	0	1
原子力規制委員会	0	-	-	-	-	-	-	-
防衛省	4	1	1	1	1	0	0	4
会計検査院	2	0	0	0	2	0	0	2
合計	439	77	199	116	99	4	22	517

- (注) 1 「公布を行った命令等の数」が「法第 39 条第 4 項各号該当の件数」より多いのは、複数の命令等についてまとめて公示を行う場合があるためである。
- 2 表中の「告示」は、「法律に基づく命令」に含まれる「処分の要件を定める告示」である。

(2) 命令等の題名・趣旨等の公示のみ実施した理由

上記 (1) の 439 件について、法第 39 条第 4 項各号への該当状況をみると、表 17 のとおり、用語の整理や条項の移動など、法令の整合性を確保するために必要となる形式的な改廃である第 8 号に該当する案件が 199 件と最も多い。

表 17 法第 39 条第 4 項各号の該当状況

法第 39 条第 4 項の各号		件数
第 1 号	公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であるとき	36
第 2 号	納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき	141
第 3 号	予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき	47
第 4 号	法律の規定により、委員会等の議を経て定めることとされている命令等であって、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律又は政令の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもって組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして政令で定める命令等を定めようとするとき	20
第 5 号	他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとするとき	12
第 6 号	法律の規定に基づき法令の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める命令等を定めようとするとき	4
第 7 号	命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとするとき	10
第 8 号	他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき	199

(注) 案件により該当する号が複数ある場合がある。

(3) 命令等の題名・趣旨等の公示日の状況

上記 (1) の 439 件について、命令等の題名・趣旨等の公示日の状況は、表 18 のとおりである。

表 18 命令等の題名等の公示日の状況 (単位: 件, %)

	合計	命令等の題名等の公示日		
		命令等の 公布日前	命令等の 公布日	命令等の 公布日後
案件数	439 (100.0)	8 (1.8)	351 (80.0)	80 (18.2)

なお、運用改善通知では、法第 39 条第 4 項各号に該当することにより意見公募手続を実施せずに命令等を定めた場合における命令等の題名及び趣旨等の公示 (法第 43 条第 5 項) についても、原則として、命令等の公布と同日又はそれ以前に行うこと、やむを得ない理由により、結果の公示が命令等の公布よりも遅れる場合には、命令等の公布の際に、その理由及び公示日の目途を明らかにすることとされている。

上記 (1) の 439 件のうち、公示が命令等の公布よりも遅れた案件数は、80 件であり、これは、命令等の公布日が休日であったことからその後の開庁日に公示を行ったこと、公示に係る事務処理が遅延したことなどが主な理由である。

3 行政手続法が適用除外となる命令等の状況

平成 29 年度に、①法第 3 条第 2 項に該当するため、意見公募手続を実施せずに公布された命令等の数は 167、②法第 4 条第 4 項に該当するため、意見公募手続を実施せずに公布された命令等の数は 149 であり、その内訳は、表 19 及び表 20 のとおりである。

なお、①と②の双方に該当するものがあるため、これらの命令等の合計は 314 である。

表 19 法第 3 条第 2 項各号の該当状況 (単位：命令等)

法第 3 条第 2 項の各号		命令等数
第 1 号	法律の施行期日について定める政令	36
第 2 号	恩赦に関する命令	0
第 3 号	命令又は規則を定める行為が処分に該当する場合における当該命令又は規則	33
第 4 号	法律の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する命令又は規則	40
第 5 号	公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める命令等	58
第 6 号	審査基準、処分基準又は行政指導指針であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は命令等を定める機関の判断により公にされるもの以外のもの	0

表 20 法第 4 条第 4 項各号の該当状況 (単位：命令等)

法第 4 条第 4 項の各号		命令等数
第 1 号	国又は地方公共団体の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める命令等	78
第 2 号	皇室典範第 26 条の皇統譜について定める命令等	0
第 3 号	公務員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに公務員の間における競争試験について定める命令等	4
第 4 号	国又は地方公共団体の予算、決算及び会計について定める命令等並びに国又は地方公共団体の財産及び物品の管理について定める命令等	14
第 5 号	会計検査について定める命令等	1
第 6 号	国の機関相互間の関係について定める命令等並びに地方自治法第 2 編第 11 章に規定する国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係その他国と地方公共団体との関係及び地方公共団体相互間の関係について定める命令等	31
第 7 号	行政手続法第 4 条第 2 項各号に規定する法人の役員及び職員、業務の範囲、財務及び会計その他の組織、運営及び管理について定める命令等	24

(注) 案件により該当する号が複数ある場合がある。

Ⅲ 今後の対応

意見公募手続の結果の公示及び法第 39 条第 4 項各号に該当することによる命令等の題名等の公示について、公示義務等に対する担当者の認識不足により、公示を行っていないもの等があったことから、今後、各府省への通知、各種の職員研修等を通じて法の趣旨等を周知徹底することにより改善を図ることとする。

Ⅳ 参考（行政機関による法令適用事前確認手続の実施状況）

行政機関による法令適用事前確認手続^(注1)は、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に書面で当該法令を所管する各府省に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と各府省の回答を公表するものである。

平成 28 年度及び 29 年度における本手続の実施状況は、表 21 のとおりである。

1 平成 28 年度における法令適用事前確認手続の実施状況

各府省が、平成 28 年度において民間企業等から照会を受けた件数は、手続を導入している 15 府省^(注2)のうち、4 府省で計 14 件（消費者庁 4 件、法務省 3 件、国土交通省 6 件及び原子力規制委員会 1 件）であり、回答（当該年度前に受けた照会に対する回答を含む。2 において同じ。）を行った件数は、5 府省で計 15 件である。

(注 1) 「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成 13 年 3 月 27 日閣議決定）

(注 2) 内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、個人情報保護委員会、復興庁及び防衛省は、手続の対象とすべき所管法令がないとして、手続を導入していない。

2 平成 29 年度における法令適用事前確認手続の実施状況

各府省が、平成 29 年度において民間企業等から照会を受けた件数は、手続を導入している 15 府省のうち、5 府省で計 14 件（金融庁 2 件、総務省 1 件、厚生労働省 1 件、国土交通省 9 件及び原子力規制委員会 1 件）であり、回答を行った件数は、5 府省で計 14 件である。

表21

平成28年度及び29年度における法令適用事前確認手続の実施状況

府 省 等※3	28年度				29年度			
	照 会		回 答		照 会		回 答	
	件数	関係法令名	件数	関係法令名	件数	関係法令名	件数	関係法令名
公正取引委員会	0		0		0		0	
国家公安委員会 (警察庁)	0		0		0		0	
金融庁	0		0	資金決済に関する法律(1) 信託業法(1)	2	資金決済に関する法律(1) 信託業法(1)	2	資金決済に関する法律(1) 信託業法(1)
消費者庁	4	不当景品類及び不当表示防止法(4)	4	不当景品類及び不当表示防止法(4)	0		0	
総務省	0		0	電波法(1)	1	電波法(1)	1	電波法(1)
法務省	3	出入国管理及び難民認定法(3)	3	出入国管理及び難民認定法(3)	0		0	
外務省	0		0		0		0	
財務省	0		0		0		0	
文部科学省	0		0		0		0	
厚生労働省	0		2	労働基準法(2)※2	1	食品衛生法(1)	1	食品衛生法(1)
農林水産省	0		0		0		0	
経済産業省	0		0		0		0	
国土交通省	6	道路運送車両法(2) 道路運送法(2)※2 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(1) 不動産特定共同事業法(1) 貨物自動車運送事業法(1)	5	道路運送車両法(2) 道路運送法(1) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(1) 不動産特定共同事業法(1) 貨物自動車運送事業法(1)	9	不動産の鑑定評価に関する法律(1) 宅地建物取引業法(2) 建設業法(2)※2 貨物自動車運送事業法(4)	9	道路運送法(1)※2 不動産の鑑定評価に関する法律(1) 宅地建物取引業法(2) 建設業法(1) 貨物自動車運送事業法(4)
環境省	0		0		0		0	
原子力規制委員会 (原子力規制庁)	1	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(1)	1	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(1)	1	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(1)	1	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(1)

※1 照会件数は当該年度内に照会を受け付けたものの件数、回答件数は当該年度内に回答を行ったものの件数

※2 照会を受け付けた年度と回答を行った年度が異なるものを含む。

※3 内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、個人情報保護委員会、復興庁及び防衛省は、手続の対象とすべき所管法令がないとして、手続を導入していない。